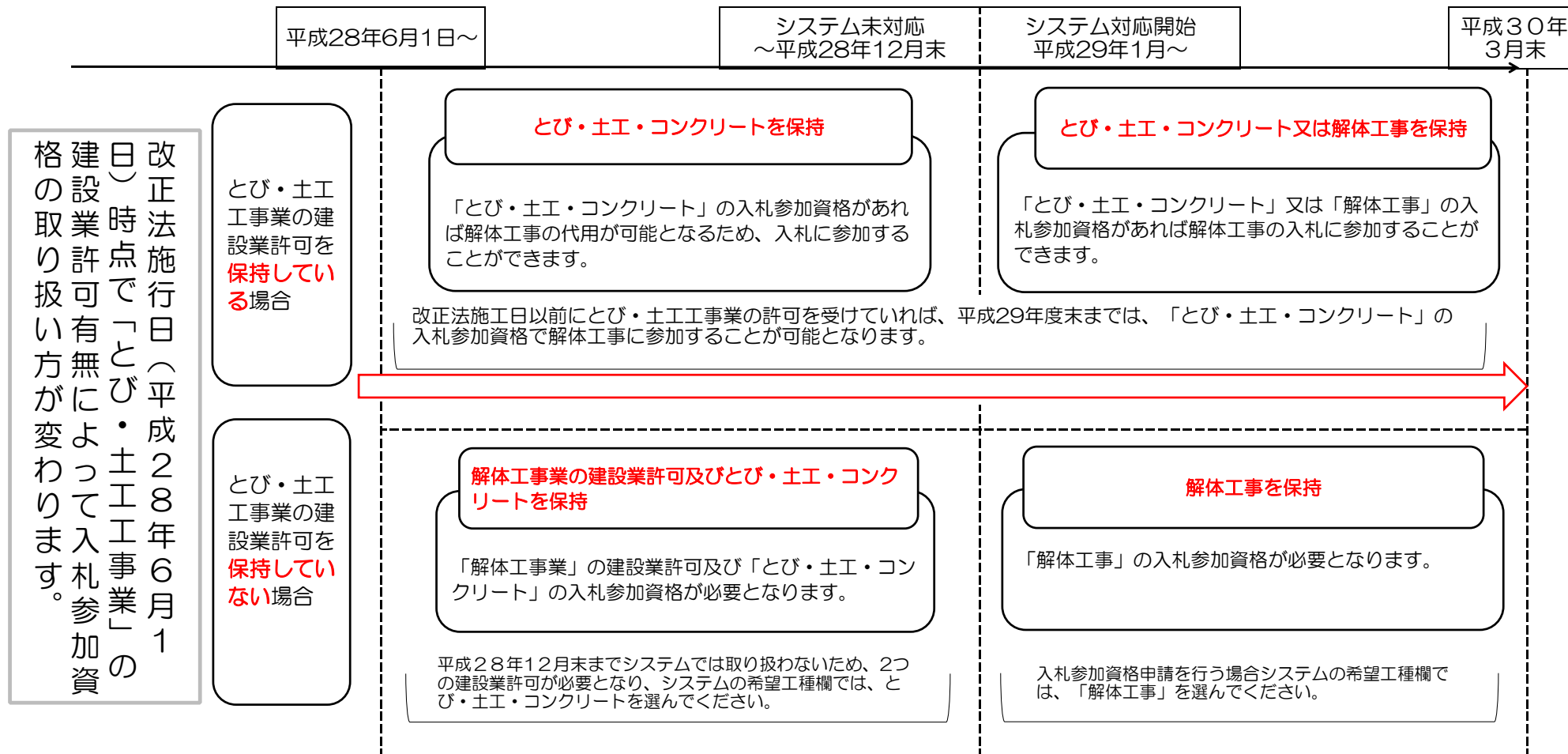


# 【重要】建設工事 解体工事業の取り扱いについて

建設業法の改正により平成28年6月1日から許可業種として「解体工事業」が追加されますが、ぐんま電子入札共同システムでの扱いは平成29年1月からとなります。解体工事発注における入札参加資格の扱いは以下のとおりとなります。

## 解体工事の入札に参加できる入札参加資格



### （注意）

- 当取り扱いは平成28・29年度入札参加資格に限ります。
- 「とび・土工・コンクリート」の入札参加資格を取得するためには、「とび・土工事業」の建設業許可及び経営事項審査の結果通知を受けている必要があります。
- 既に入札参加資格をお持ちの方は、**業種追加期間（平成29年1月5日～31日）**に必要に応じて業種を追加してください。但し、認定は4月1日となります。
- 不明な点はヘルプデスクまでご連絡ください。（0120-511-306）